

制度信用取引の権利処理方法の見直しに伴う「受託契約準則」等の一部改正について

平成17年12月9日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

来年1月4日以降の日を基準日とする株式分割について、株式分割の効力発生日が基準日の翌日となることを受け、株式分割により売買単位の整数倍の数の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係について、現行の権利処理方法に代えて、信用取引の売付有価証券又は買付有価証券及び信用取引の売付価格又は買付価格を株式分割の比率に応じて調整する方法を新たに導入するなど、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(備考)

(1) 株式分割により売買単位の整数倍の数の新株式が割り当てられる場合の権利処理方法の新設

株式分割により売買単位の整数倍の数の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、売付有価証券又は買付有価証券及び売付価格又は買付価格を分割比率に応じて調整することにより処理するものとする。

・受託契約準則第48条
・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第4条第3項

(2) 新株式に係る有価証券及び金銭の貸付け

分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割の効力発生日にそれぞれ行ったものとみなす。

・受託契約準則第39条

(3) 新株式の弁済期限

分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割の対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができないものとする。

・受託契約準則第41条第2項

(4) その他

所要の改正を行う。

3. 施行日

平成18年1月4日から施行し、平成18年5月31日以後の日を基準日とする株式分割から適用する。

以上